九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

九州大学百年史 第2巻 : 通史編 II

九州大学百年史編集委員会

https://doi.org/10.15017/1801798

出版情報：九州大学百年史. 2, 2017-03-31. Kyushu University
バージョン：
権利関係：

第 6 章　管理運営制度の改革

第 1 節　学長選考基準の改正

(1)「学長」「総長」呼称の変更

総長呼称の廃止

1949（昭和 24）年に新制大学となって以降、九州大学の長は公式には「学校教育法」によって「学長」と呼称されることになったが、1950 年 2 月 7 日の評議会においてこれを従来の「総長」とするかどうかが問題になり、旧制卒業生の卒業証書には総長名を冠することが了解された。以後九州大学は、学内的には「総長」を、公式には「学長」と使い分け、学内においては告示類をはじめすべて総長を用いていた。しかし、大学紛争期には学内においても総長と学長の使い分けに混乱がみられるようになり、1970 年 3 月 26 日の評議会で入江英雄総長から、総長の呼称をやめて、学長を用いることについて提案があり、今後は総長という呼称は用いず、学長のみ使用することを決定した。

また、この日の評議会では、入江学長から、新年度から学長補佐制度を設けたいとの提案がなされた。この学長補佐制度について、入江学長は実質的には副学長的なものとして文科系と理科系から 1 人ずつ学長補佐を置くことを考えていた。しかし、4 月 21 日の評議会では、任務は学長の執行権を代行するのでなく、評議会の議事を円滑にすることを目的として名称も評議会議長補佐とし、任期も 3 か月程度で、原則として学部長の交代制とすることになり、都留大治郎経済学部長と井上由扶（よしすけ）農学部長が評議会議長補佐に指名された。両学部長は、それぞれの学部の教授会に諮ったのち、5 月 4 日の評議

会において、都留経済学部長から、評議会の議事の運営に関してのみ学長の補佐を行い、執行的機能は行わないこと、任期はできるだけ短い方がよいこと、評議会の議事決定については最終的に経済学部長としての責任を負うことを条件に評議会議長補佐を引き受けたいと発言があり、都留経済学部長と井上農学部長の評議会議長補佐就任が決定した。評議会議長補佐の任期は 3 か月で、都留経済学部長と井上農学部長は 7 月に再任されたが、同年 10 月に行われた学長選挙で池田數好教育学部教授が選出され、10 月 30 日の評議会において評議会議長補佐は、入江学長の退任により解消することが確認された。

総長呼称の復活

1991（平成 3）年 9 月 20 日の評議会において、鈴木廣 文学部長から、現在、七国立大学のうち北海道大学、名古屋大学および九州大学の 3 大学のみが「学長」の呼称に統一しているが、九州大学も従来用いていた「総長」の呼称の使用を検討してはどうかとの提案があった。これに対して高橋良平学長は、総長呼称廃止の経緯を説明するとともに、新学長への交替期が近づいていることを踏まえて、自分の任期中に検討したい旨の発言を行った（「第 1216 回評議会記録」）。

この問題については部局長会議に諮られることになり、10 月 22 日の部局長会議では積極的に反対する意見も出されなかったため、「学長」の呼称を「総長」に改めることが了承された。同日の評議会では①「学長」の呼称を「総長」に改める、②法令等に基づいて学長名を使用する必要がある書類については、従来どおり「学長」を使用する、③「総長」名の使用開始時期は、次期学長が就任する 11 月 7 日からとすることなどを承認した（「部局長会議議事要旨」1991 年 10 月 22 日、「第 1218 回評議会記録」）。

九州大学長の呼称として九州大学総長を使用することに伴って、関係する規則や基準の一部を改正する必要が生じた。そのため、関係規則の整理に関

する規則と関係基準の整理に関する規則の制定が 11 月 22 日の評議会によって承認された。このうち、関係規則の整理に関する規則については 11 月 7 日に遡って適用された（「第 1219 回評議会記録」）。

（2）学長選考基準改正と学長選挙

学長選考基準の改正と学長選挙―その 1

九州大学では大学紛争のなかで、大学運営に助手や一般職員、学生も参加させるべきであるとの声が高まったことから、1969（昭和 44）年 9 月に制定した「学長選考に関する暫定基準」で、新たに助手を学長選挙に参加させることとし、9 月 9 日の公示において、「学長選考基準の基本的な改正については、新しい総長のもとで半年ないし一年の期限を区切り鋭意検討する」ことを表明していた。

このため、入江総長選出後の 1970 年 1 月 20 日に学長選考基準検討委員会が設けられ、同委員会は 4 か月後の 5 月 19 日の評議会に、本選挙への職員代表の参加と学生の信任投票請求を認める答申を提出した。評議会はこの答申について審議を重ね、7 月 2 日の評議会において、①学長選挙は、予備選挙および本選挙により行う、②本選挙の投票は、教官全員および職員（常勤者）代表によって行う、③予備選挙は、教官の代表によって行い、3 人の学長予選候補者を選出する、④学長の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き 5 年をこえて在任することはできない、という「学長選考に関する基準に対する根本方針案」を決定し、同日発行の『大学広報』第 64 号に発表した。そして、この基本方針案に対する意見や批判があれば、7 月 20 日までに文書で評議会に申し出るように求めた。

この基本方針は、学長選挙への関与の方式は、教官および職員それぞれの機能と責任に対応すべきであるという基本理念にもとづいて決定されたものであり、職員については、従来の幹部職員のみの参加に代わってより広い層

から選出された代表が本選挙に参加するように改められていた。また、学生については、学生層は研究教育活動の成果を摂取し、批判する立場にあるとして、学長に関する信任投票請求権を保証し、同一請求理由により、3 学部（教養部を含む）にわたって、それぞれの学部在籍学生数の 3 分の 1 以上、かつ全学在籍学生数の 3 分の 1 以上の署名を得れば、協議会に対し学長選挙の有権者が学長に関する信任投票を行うよう請求することができるとしていた。

その後、評議会は各部局等から出された意見書にもとづいて審議を行ったが、本選挙への職員参加については、基本方針案にそれまで選挙権を持っていた課長補佐以上を加えるべきであるという意見が出され、学生の信任投票請求権については、基本方針案に賛成する意見と、文部省から「教育公務員特例法」をたてに新学長の発令を保留されるおそれがあるので再検討すべであるという意見とが出された。「教育公務員特例法」は第 4 条第 1 項で「学長及び部局長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は大学管理機関が行う」と定めていた。これは「大学の自治」を保障する条項で、学長については「評議員及び部局長で構成する会議（協議会）」が選考を行うことになっていたが、実際には各大学がそれぞれ協議会で規則を定め、それにもとづいて選挙が行われていた。文部省はこれを限定して解釈し、教官以外の参加は「教育公務員特例法」の趣旨に反するという見解をとっていたのである。

9 月 14 日の評議会は、本選挙への職員参加と学生の信任投票請求権の 2 点について基本方針賛成案と修正案が相半ばし、結論を得るには至らなかった。このため評議会は、部局長会議に決定を委ねることとし、部局長会議はいずれも修正案を採ることを決定した。この結果、職員参加については、基本方針案に加えて、それまで選挙権を持っていた課長補佐以上の職員の本選挙への参加が認められることになり、学生の信任投票請求権は継続して検討することになった。これをうけて同月 18 日の協議会は、「九州大学長選考基

準」と「事務官、技官等の学長候補者選挙人に関する規則」を制定し、従来の「九州大学長選考に関する暫定基準」と「学長候補者予選委員選出規則」を廃止した。

1970 年 9 月 21 日、協議会は新たに制定された学長選考基準にもとづいて学長候補者選挙の公示を行った。予備選挙は 10 月 8 日に行われ、池田數好教育学部教授、入江英雄学長、北川敏男理学部教授の 3 人が予選候補者に選ばれた。本選挙は 10 月 15 日に行われたが、第 1 回投票で有効投票の過半数を獲得した者がなく、上位の池田數好と入江英雄の 2 人について決選投票を行った結果、池田數好が選出され、11 月 7 日に第 14 代九州大学長に就任した。

学長選挙における職員・学生の参加問題等については、新学長が選出された段階であらためて審議することになっており、1971 年 12 月 7 日の評議会で学長選考基準検討小員会が設置された。同委員会は 1973 年 1 月 30 日の評議会に答申を提出したが、答申は、事務系職員については、「学長の選出にあたりその意思をどのような形態で反映させるべきかについて意見の一致をみるに至らなかった」と述べ、学生については、「学生は大学の構成員であるにしても、教官の専門的な知識を享受し、その指導の下に研究能力を高めてゆく基本的性格を有するものと考える。したがって学生に権利の行使を認めることは適当ではない、また学生に権利の行使をみとめることは時期尚早である等の意見が出た。よって、今回も何らかの権利の行使は認めないこととした」とし、結論として「なお現行の九州大学長選考基準が必ずしも最良のものとは考えられないが、大学改革が進行しつつある現時点で、これにかわるべき案をつくることは事実上困難であると判断し、結論として現行基準をとることが適切であると考えるに至った」としていた。

池田学長の任期切れを迎えた 1973 年 8 月 25 日、協議会は学長候補者選挙の公示を行った。9 月 13 日の予備選挙で池田數好学長、井上由扶農学部長、問田直幹（といだなおき）医学部教授の 3 人が予選候補者に選出され、9 月 20 日の本選挙にお

いて、池田学長が第 1 回投票で過半数を獲得して再選された。

同年 9 月には「教育公務員特例法」の改正によって大学管理機関として規定されていた協議会が廃止され、従来協議会が行っていた審議事項は評議会で行われることになった。

学長選考基準の改正と学長選挙―その 2

1973（昭和 48）年の学長選挙について選挙管理委員会から出された問題点および懸案事項とされていた助手と事務職員の参加問題については、1974 年 1 月 22 日の評議会で適当な時期に小委員会を設けて検討することが了承されたが、同年 2 月には、教員以外の者が学長選考手続きに参加することは適当でないとして、「学長選考基準」第 11 条および「事務官、技官等の学長候補者選挙人に関する規則」の検討を促す通知が文部省大学学術局長名で九州大学に送付されてきた。

このため、次の学長選挙を 1 年後に控えた 1974 年 11 月 19 日、学長選考基準検討小委員会が設置され、同小委員会は翌 1975 年 4 月 15 日の評議会に答申を提出した。答申は、

> 本学においては、昭和 24 年以来学長候補者の選考について何らかの形で教官以外の職員の参加を認めてきた。学長の選考は教育公務員特例法に基づき行われるものであり、現行学長選考基準は教育公務員特例法の趣旨に必ずしもそぐわないところがあると思われる。しかしながら、過去 20 数年の本学における実績をみるとき、学長の選考手続きにおいて教官以外の職員の意向を全く反映させないのは適切でないと考えられる。

として、選挙手続きを第 1 次予備選挙、第 2 次予備選挙および本選挙の 3 段階とし、第 1 次予備選挙は、現行基準の第 11 条の選挙人により単記無記名投票によって行い、第 2 次予備選挙は、現行基準の第 7 条、第 8 条および第 9 条の手続きによって行い、本選挙は、学長ならびに専任の教授、助教授、

講師および助手によって行うことを提案していた。

この答申を受けた評議会は、8 月 19 日に「学長選考基準」を改正するとともに、予備選挙について必要な事項を定めるため「九州大学長選考基準に関する細則」を制定し、「事務官、技官等の学長候補者選挙人に関する規則」を廃止した。これによって、それまで 1 回であった予備選挙は 2 回となり、第 1 次予備選挙は、従来の本選挙の選挙人であった教官全員と課長補佐以上の幹部職員および常勤の職員のうちから互選された者によって、有効投票の 20 票以上を得た者を第 2 次予備選挙の候補者として選出し、第 2 次予備選挙は、教官のなかから互選された者によって、第 2 次予備選挙の候補者から 3 人の学長予選候補者を選定することになったのである。選挙に参加する事務職員の数はそれまでと変わらなかったが、投票する選挙はそれまでの本選挙から第 1 次予備選挙となり、その意向が最終決定に反映しないように改められたのである。

1975 年 9 月 1 日、評議会は新たな学長選考基準にもとづき学長候補者選挙の公示を行った。9 月 19 日の第 1 次予備選挙で 12 人の第 2 次予備選挙候補者が選出され、9 月 23 日の第 1 次予備選挙で園田正明工学部教授、武谷健 2 医学部教授、都留大治郎経済学部教授の 3 人が予選候補者に選出された。本選挙は 9 月 30 日に行われたが、第 1 回投票で有効投票の過半数を獲得した者はなく、上位の武谷健二と園田正明の 2 人について決選投票を行った結果、武谷健二が選出され、11 月 7 日、第 15 代九州大学長に就任した。

武谷学長の任期切れを迎えた 1978 年 9 月 1 日、評議会は学長候補者選挙の公示を行った。9 月 14 日の第 1 次予備選挙で 13 人の第 2 次予備選挙候補者が選出され、9 月 18 日の第 2 次予備選挙で神田慶也理学部教授、都留大治郎経済学部教授、西川兼康工学部長の 3 人の予選候補者が選出された。本選挙は 9 月 25 日に行われたが、第 1 回投票で有効投票の過半数を獲得した者がなく、上位の都留大治郎と神田慶也の 2 人について決選投票を行った結果、神田慶也が選出され、11 月 7 日、第 16 代九州大学長に就任した。

学長選考基準の改正と学長選挙―その 3

1975（昭和 50）年に改正された学長選考基準は、本選挙から第 1 次予備選挙に改めたとはいえ、まだ事務職員の参加を認めており、文部省はさらにこれを検討するように求めていた。

1980 年 12 月 9 日、学長選考基準検討小委員会が設置され、同小委員会は翌 1981 年 3 月 15 日、評議会に答申を提出した。答申は多岐にわたっていたが、事務職員の参加については、

> 本学においては、その学長候補者の選考過程における選挙において、従前から、教官以外の職員に正規の有資格者としての参加を認めてきた。このことは、学長の選考手続きにおいて、教官以外の職員の意向をある程度反映させるという点で意義があるとの判断によつたものと思料される。
>
> しかしながら、このことは、準拠する法規である「教育公務員特例法」の趣旨に必ずしも合致しない点を含むと判断されるので、九州大学長選考基準に関する細則〔中略〕第 3 条における「事務官、技官等」を削除し、細則中これに関連する条文を改正することが適当であると考える。

としていた（「第 1078 回評議会記録」）。この答申をうけた評議会は、同年 6 月 26 日に事務職員を選挙人から除外するとの改正案を決定し、各学部教授会での検討に付した。教職員組合等は、この改正案は文部省の圧力に屈して教官以外の職員を学長選挙から強引に排除しようとするものであると強く批判したが、結局、7 月 28 日の評議会で「九州大学長選考基準に関する細則」を改正して、第 1 次予備選挙における選挙人から事務官・技官等を削除した。これによって 1949 年以来実施されてきた九州大学の学長選挙への事務職員の参加は最終的に廃止されることになったのである。

1981 年 9 月 1 日、評議会は新たな学長選考基準にもとづいて学長候補者選挙の公示を行った。9 月 14 日の第 1 次予備選挙で 11 人の第 2 次予備選挙候補者が選出され、9 月 18 日の第 2 次予備選挙で神田慶也学長、田中健藏医

学部教授、都留大治郎経済学部教授の 3 人が予選候補者として選出された。本選挙は 9 月 25 日に行われたが、第 1 回投票で有効投票の過半数を獲得した者がなかったため、上位の田中健藏と都留大治郎の 2 人について決選投票を行った結果、田中健藏が選出され、11 月 7 日第 17 代九州大学長に就任した。

田中学長の任期切れを迎えた 1984 年 9 月 1 日、評議会は学長候補者選挙の公示を行った。9 月 14 日の第 1 次予備選挙で 10 人の第 2 次予備選挙候補者が選出され、9 月 18 日の第 2 次予備選挙で、大屋祐雪経済学部教授、高橋良平理学部教授、田中健藏学長、深山喜一郎教養部教授の 4 人が予選候補者として選出された。本選挙は 9 月 25 日に行われ、第 1 回投票で田中学長が再選された。

この学長候補者選挙終了後、選挙管理委員会は次回の選挙までの検討事項として、

> 事務官と技官の参加について詳細に規定する必要上、「基準」には基本的事項についてのみ定め、詳細は「細則」に定められていたが、教官だけで選挙するようになった現在では、「基準」と「細則」の関係が複雑で理解しにくくなっている面がある。したがって、「基準」に定める事項及び「細則」に定める事項について再検討し、理解しやすいように規定する必要がある。

と報告した（「第 1132 回評議会記録」）。これを受けて、1985 年 4 月 19 日に学長選考基準検討小委員会が設けられ、同年 10 月 22 日の評議会において「九州大学長選考基準に関する細則」が廃止され、これを統合した新たな「九州大学長選考基準」が制定された。

学長選考基準の改正と学長選挙―その 4

1986（昭和 61）年 8 月 19 日、評議会は学長候補者選挙の公示を行った。9 月 8 日の第 1 次予備選挙で 13 人の第 2 次予備選挙候補者が選出され、9 月

12 日の第 2 次予備選挙で大屋祐雪経済学部教授、高橋良平理学部教授、田代英雄歯学部長の 3 人が予選候補者として選出された。本選挙は 9 月 19 日に行われ、第 1 回投票で高橋良平が選出されて 11 月 7 日に第 18 代九州大学長に就任した。この間、田中学長が一身上の都合により任期を残して 9 月 30 日に辞任したため、山元寅男医学部長が学長事務取扱に任命された（「第 1152 回評議会記録」「第 1153 回評議会記録」「第 1154 回評議会記録」）。

1989（平成元）年 8 月 29 日、高橋学長の任期満了が近づくなかで評議会は学長候補者選挙の公示を行った。9 月 18 日の第 1 次予備選挙で 11 人の第 2 次予備選挙候補者が選出され、9 月 22 日の第 2 次予備選挙で稲垣良典（りょうすけ）文学部教授、高橋良平学長、山元寅男医学部教授の 3 人が予選候補者として選出された。本選挙は 9 月 29 日に行われたが、第 1 回投票で有効投票の過半数を獲得した者がなかったため、上位の高橋良平と山元寅男の 2 人について第 2 回投票を行った結果、高橋学長が再選された（「第 1189 回評議会記録」「第 1191 回評議会記録」）。

1986 年 9 月の学長選挙以降、学長選考基準のなかで見直しの必要を認識された事項として学長の任期があった。従来、学長の任期は学長選考基準第 4 条で「学長の任期は三年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き五年を超えて在任することができない」と規定されていた。1988（昭和 63）年 11 月 22 日に評議会に設置された学長選考基準検討小委員会は、翌 1989（平成元）年 2 月 14 日に「学長の選考基準について（答申）」を取りまとめた。そのなかで学長の任期については、

> 現在の大学がおかれている状況を踏まえ、また他大学の学長の任期等を参考として、慎重に審議を重ね、新任の場合における任期 4 年については大方の意見の一致を見たが、その場合の再任の可否及び任期については、結論を得るに至らなかった。学長の任期については、引き続き慎重に検討する必要がある。

とされた（「第 1183 回評議会記録」）。1990 年 7 月 19 日に再度設置された学

長選考基準検討小委員会は、翌 1991 年 1 月 11 日に「学長の選考基準について（答申）」を取りまとめた。そこでは新任の場合の任期は 4 年、再任の場合は全体で 6 年とすることが適当であるが、原則としては任期 4 年であることを全学の共通の了解事項としたいという結論が示された（「第 1208 回評議会記録」）。この答申の内容については、各部局の検討と評議会の審議の結果、大筋において了承されたことから、1991 年 4 月 19 日の評議会で学長選考基準の一部改正が承認され、同日から施行された。これにより学長選考基準第 4 条は、第 1 項「学長の任期は、四年とする」、第 2 項「学長は、再任されることができる。ただし、引き続き六年を超えて在任することができない」と改正された。この規定は新たに学長となる者から適用された（「第 1209 回評議会記録」「第 1211 回評議会記録」）。

1991 年 8 月 1 日、評議会は改正された学長選考基準にもとづいて学長候補者選挙の公示を行った。9 月 9 日の第 1 次予備選挙で 16 人の第 2 次予備選挙候補者が選出され、9 月 13 日の第 2 次予備選挙で稲垣良典文学部教授、徳本鎮（まもる）法学部教授、和田光史（こうじ）農学部教授の 3 人が予選候補者として選出された。本選挙は 9 月 20 日に行われ、第 1 回投票で和田光史が選出されて 11 月 7 日に第 19 代九州大学長に就任した（「第 1215 回評議会記録」「第 1216 回評議会記録」）。

（3）学部長選定内規の改正

大学紛争の過程においては、学長の選出だけでなく各学部の学部長の選出についても職員・学生の意思を反映させるべきだとの意見が強くなり、九州大学においてもほとんどの学部でなんらかのかたちで職員・学生の参加が行われるようになった。

なかでも理学部は、理学部制度委員会および理学部長候補者選定内規検討委員会で「理学部長候補者選定内規」の改正について検討を重ね、1970（昭

和 45）年 6 月 15 日の賛否投票を経て、九州大学ではじめて学部生・大学院生の信任投票という直接参加をとり入れた選定内規を制定した。新内規は、①助手以上の教官全員による第 1 次選挙、②学部生・大学院生全員の信任投票、③教官・事務職員全員による第 2 次選挙、④教授会での信任投票、という 4 段階の選挙方式をとり、第 1 次選挙は 2 人連記で、有効票数の 4 分の 1 以上を得た者から上位 3 人を選出し、この 3 人について学部生・大学院生の信任投票を行い、不信任票が過半数以上の候補者は不適任者とするというものであった。第 2 次選挙は、ランクづけした連記投票で 1 人を選出し、ここで選出された学部長候補は 3 分の 2 以上が出席する教授会において過半数の賛成をもって正式に承認されるが、過半数に達しない場合は予備選挙からやり直すというものであった。

この新しい「理学部長候補者選定内規」による理学部長選挙は、同年 6 月 22 日に第 1 次選挙が行われ、6 月 26 日に信任投票が行われた。信任投票には、大学院生は 223 人のうち 70%を越える 164 人が投票したが、学部学生はボイコットしたため 434 人中わずか 41 人しか投票せず、学生参加は有名無実となった。しかし、第 1 次選挙で選出された 3 人はいずれも信任され、7 月 2 日の本選挙において松浦良平教授が理学部長候補者に選出された。その後、同日の教授会においてこの結果を確認し、同教授を理学部長候補者に選定した。2 年後の 1972 年 6 月には沢田竜吉教授がこの内規によって理学部長に選出された。

この頃、理学部以外の学部においても、ほとんどの学部で学部長選挙に職員や学生の参加を認めるようになったが、文部省は学長の場合と同様、学部長選挙についても教員以外の者が参加することを問題として検討するように求めた。このため、多くの学部は内規を改正して、職員・学生の学部長選挙への参加を除外していった。理学部においても、沢田理学部長が選出された 1972 年に文部省から内規の検討を求められ、教授会で改正が検討されたが、大学自治への介入に反対する意見が強く出され、結局内規の改正は行われな

かった。

このため、沢田学部長後の学部長選挙もそれまでの内規で行われることになり、1974 年 5 月 30 日の第 1 次選挙で 3 人を選出し、6 月 5 日の信任投票を経て、10 日の第 2 次選挙で松浦良平教授を選出した。松浦教授は同月 19 日の教授会で就任を受諾し、7 月 2 日には文部省に発令を求める上申を行った。しかし、文部省は内規が改正されていないとして発令しなかったため、理学部は「理学部長事務取扱」として上申し、同月 16 日に発令された。このため理学部は、8 月 21 日の教授会で学部長選定内規検討委員会の設置を決定して、内規の改正について検討する姿勢を示し、ようやく 2 か月後の 9 月 9 日に至って理学部長が発令された。文部省が問題としたのは、学部長選出にあたって学部生・大学院生の信任投票と事務職員の本選挙への参加を認めているという点であり、これは部局長の選考は大学管理機関（教授会）が行うと定めた「教育公務員特例法」に反するというのであった。

松浦学部長の任期は 1976 年 7 月 15 日までであったため、理学部は、その後任選挙前に「理学部長候補者選定内規」の改正案を作成し、同年 4 月 25 日・26 日の両日に批准投票を行うことを予定した。しかし、理学部教職員組合や大学院生が改正案に強く反対し、学部当局も現段階で批准投票を実施すれば否決もありえるとして投票を延期し、5 月 17・18 日の批准投票で原案どおり決定した。これによって内規は、それまで教授会は職員・大学院生・学生の投票結果を「尊重」して候補者の選定を行うとしていた部分が「参考」に改められ、大学院生と学部生の信任投票によって過半数を得ることができなかった候補者は不適格者とみなすとしていた施行細則の第 4 条が削除された。また、内規を改正する場合についても、事務職員の同意を要しないものとされ、事務職員・大学院生・学部生の意思が理学部長の選考に直接反映しないように改められた。

第 2 節　教職員と事務組織の改革

（1）教職員定員の削減

定員の削減

1964（昭和 39）年 4 月、政府は定員予算の硬直化等、深刻な国家財政に対応するため、1965 年度に国家公務員に関する定員増加抑制措置を強化する方針を決定した。国立大学協会（国大協）はただちに行政管理庁・大蔵省・文部省・内閣等関係方面に対して、大学教職員が一般行政機関の職員とはその職務と責任の態様において本質的に性格を異にすることを主張し、適用除外の取り扱いを強く求める要望書を提出した。その結果、教官についてはきわめて低率の適用に止まることになったが、事務系職員については考慮されることなくそのまま実施された。この定員増加抑制措置はその後毎年更新されて 1968 年度まで継続され、翌 1969 年度からは、欠員不補充措置に代わって定員削減措置が実施された。

1969（昭和 44）年 5 月 16 日、第 61 回国会で「行政機関の職員の定員に関する法律（総定員法）」（法律第 33 号）が成立した。これに対し九州大学は 7 月 10 日に、総定員法による教官（助手）定員削減の計画の中止を要求する声明を発表するとともに、国大協および日本学術会議に計画の中止に尽力するように求める要望書を提出した。しかし、この定員削減計画は国のすべての機関に実施され、九州大学は教官（助手）43 人の定員削減が割り当てられた。同年 12 月 2 日、評議会はこの 43 人の定員について、1969 年度に 30 人、翌 1970 年度に 7 人、1971 年度に 6 人を減らすことを決定し、同月 24 日には、文部省大学学術局長にあてて、今後ふたたびこのような措置がとられることのないように求める要望書を送付した。

1969 年度から実施された第 1 次定員削減計画によって助手や事務職員の定員が減らされた結果、助手不在の研究室ができたり、その代用に雇ったパ

ート・タイマーの人件費で研究費が圧迫されるなど、九州大学においても研究・教育・事務処理の諸面に多くの問題を引き起こしたが、1971 年には翌 1972 年度から 3 年間にわたって実施される第 2 次定員削減計画が決定された。このため九州大学は 6 月 8 日に、第 2 次定員削減計画の対象から国立大学教職員を除外することを強く求める要望書を関係機関に提出した。しかし、九州大学には教官（助手）26 人、事務職員 163 人の定員削減が割り当てられ、助手は 1972 年に 2 人、翌 1973 年に 2 人、1974 年に 22 人を削減することを決定した。

1975 年度からは第 3 次定員削減計画が実施された。九州大学は 7 月 17 日付で文部大臣および行政管理庁長官に、国立大学教職員への適用除外を求める要望書を提出し、国大協をはじめ他大学も同様の要望書を提出した。この結果、第 3 次定員削減計画は国家公務員全体で 3 年間で 3%と決定されたが、文部省については教官および看護婦は除かれ、2.1%の削減となった。1977 年度からは 1980 年度までの 4 年間に全体で 3.2%、文部省で 2.23%の削減を行うという第 4 次定員削減計画が決定され、九州大学は事務職員 107 人（第 3 次の残りを含む）が割り当てられた。1980 年度からは 1984 年度まで 5 年間の第 5 次定員削減計画が実施され、九州大学は事務職員 136 人（第 4 次の残りを含む）の削減が割り当てられた。

1982 年度からは 1986 年度まで 5 年間の第 6 次定員削減計画が実施され、九州大学には教官（助手）13 人（国立学校 12 人・研究所 1 人）、医療職（附属病院看護婦）4 人、事務職員 152 人（第 5 次の残りを含む）の削減が割り当てられた。1984 年 12 月には、定年制の施行に伴う定員減を 1985 年度に実施するため、第 6 次定員削減に上乗せするかたちで定年退職者の不補充として、九州大学に 18 人の削減通知があった。

こうした相つぐ定員の削減によって、九州大学の定員は、教官については、講座等の増設によって若干の増加がみられたものの、事務職員については、図 7-14 のように、1971 年の 2884 人を最高に減少し続け、1986 年には 1971

年に比べて 2478 人と約 400 人も少なくなった。1987 年度から 1991（平成 3）年度にかけての第 7 次定員削減では 154 人を、1992 年度から 1996 年度にかけての第八次定員削減では 139 人を、それぞれ削減目標数として、定員削減が行われた（「第 1157 回評議会記録」「第 1220 回評議会記録」）。

定員運用についての申し合わせ

1962（昭和 37）年度から実施された教官の定員運用の運用数は、1965 年度までは 10 名前後であったが、1966 年度からしだいに増加しはじめ、1970 年以降はほぼ 40 名前後で推移していた。

一方、1969 年度から実施された教官定員の削減に対する措置として、同年 12 月 2 日の評議会は、「教官定員運用についての申合せ」を決定し、教官の定員運用にあたっては、定員削減計画により減員される助手定員および有給副手本官化未整理助手定員から優先的に運用すること、および運用人員の限度の率は、それまで 100 分の 30 とされていたが、当分 100 分の 50 を越えない範囲において毎年定員運用委員会において定めることを申し合わせた。

しかしその後、教官の充足が急増して定員の充員率が 90%を超え、定員運用の基礎となる欠員が減少して、将来は現状維持すら困難になることが予想されるようになり、さらには新規の需要に弾力的に対処する必要も生じてきた。このため、定員運用委員会でその対策を審議した結果、定員削減運用を漸減する以外に方法がないとして、1978 年 1 月 17 日の評議会において、定員削減計画により減員される助手 19 名（研究所を含む）を 1978 年度から 1987 年度までの 10 年間で削減するという「定員削減運用の解消計画」を決定した。

さらに 1982 年 3 月 23 日の評議会では、定員運用の基礎となる欠員が著しく減少し、このため教官定員の運用が硬直化して、ひいては新規の教官採用にも支障をきたすおそれがあるとして、1978 年に決定された「定員削減運用の解消計画」を 1981 年度限りで廃止し、1969 年 12 月の申し合わせによっ

て優先的に運用されてきた定員削減計画により減員される助手のうち国立学校費の者 60 名および研究所費の者 3 名は、1982 年度から 1991 年度の 10 年間で順次運用を解消することを決定した。また、有給副手本官化未整理助手定員 12 名についても、1983 年 3 月 22 日の評議会で、1983 年度から 1991 年度までの 9 年間で解消することが了承された。

事務職員の定年制

九州大学の教授・助教授・専任講師については「九州大学教員の停年に関する規則」によって停年が定められていたが、その他の職員については定められておらず、もっぱら慣行による勧奨によって 60～62 歳あるいは 63 歳くらいで退職が行われてきた。しかし、公務員の老年齢化および財政硬直化を解消するため、1982（昭和 57）年 6 月に法律第 77 号をもって「国家公務員法」が改正され、1985 年から国家公務員の 60 歳定年制が実施されることになった。

また助手についても、それまでは停年が定められておらず、教員の停年に準じて 63 歳で退職勧奨が行われていたが、国家公務員の 60 歳定年制の採用に伴って、助手の停年についても検討が行われ、1982 年 12 月 7 日の評議会において、「九州大学教員の停年に関する規則」が改正され、助手についても 63 歳を停年とすることが定められた。

1985 年から定年制が実施されることに伴って、教員の停年の日付について検討が行われ、1984 年 3 月 23 日の評議会において、停年の日付をそれまでの 4 月 1 日から 3 月 31 日に改めることになり、1973 年 3 月 30 日の評議会で追加された「九州大学教員の停年に関する規則」の付則第 3 項「第二条第三項中「学年の末日（三月三十一日）」とあるのは、当分の間、「学年の末日の翌日（四月一日）」と読み替えるものとする」が削除された。

名誉教授授与要件の緩和

九州大学においては、名誉教授授与の資格は、1951（昭和 26）年に制定された「名誉教授授与規程」にもとづき、九州大学に教授として 20 年以上在職した者、あるいは 20 年には達しないが学術上または教育上の功績がとくに顕著であった者となっていた。しかし、学部によっては学問上の功労が顕著であっても教授として在職年限が 20 年に達しない場合が多くみられる学部もあり、名誉教授の授与年限を短縮すべきではないかとの意見がしばしば出されていた。

1966 年 4 月 12 日の評議会でも、名誉教授の資格要件たる勤務年数を短縮すべきであるとの意見が提出されたため、学部長会議で検討が重ねられたが結論に達しなかった。そこで 1967 年 3 月 24 日の評議会においてこの問題について意見が交わされたが、結論を得るに至らず、各部局で検討することになった。同年 11 月 14 日の評議会では、各部局から出された意見を検討した結果、名誉教授授与要件を緩和するという方向で検討することになり、12 月 12 日の評議会において、評議会に小委員会を設けて各部局の意見にもとづく案を作成し、その案を各部局で検討することを決定した。

同小委員会は、1968 年 2 月 27 日の評議会に、停年退職者についてのみ授与要件を緩和するとの報告を提出し、3 月 19 日の評議会において授与要件を緩和する「九州大学名誉教授授与規程に関する申し合せ」が決定された。この申し合わせは、「九州大学名誉教授授与規程」の適用については、九州大学を停年退職した場合に限り、「教授として十五年以上在職し、特に功労のあった者」は規程第 2 条第 3 号の「学術上又は教育上の功績が特に顕著であった者」とみなすというもので、これによって、九州大学を停年退職した場合に限って教授としての在職年数が 20 年から 15 年に短縮されることになった。また、在職年数の計算にあたっては、助教授としての勤務年数の 2 分の 1、講師は 3 分の 1 を教授の勤務年数に加算することができるとする授与規程の第 3 条も準用されることになった。なお、この申し合せは、1968 年 3 月 19

図 10-25 本部第一・第二庁舎
出典：『九州大学一覧　総括編』1982 年度。

日以後に停年退職した者に適用され、それ以前に退職した者および 3 月 19 日以降停年によらず退職する者には適用されなかった。

その後、1974 年 10 月 29 日の評議会において、「教員が六十歳に達した日以後において、昇任、配置換、転任等により本学から転出した場合は、六十歳に達した日以後に退職した者と同じ取扱いをすることができる」という「教員が六十歳に達した日以後において、昇任・配置換・転任等により本学から転出した場合の申し合せ」が決定された。これによって停年退職したものだけでなくて 60 歳以上で転出したものについても、停年による退職の取り扱いを受けることができるようになり、それまで停年退職した場合に限り認められていた「本学に教授として十五年以上在職し、特に功労のあった者」として、名誉教授の称号を受けることができるようになった。

本部第二庁舎の建設

新制九州大学が発足した 1949（昭和 24）年当時の本部事務局と学生部は、事務局が庶務課・会計課・建築課の 3 課、学生部が輔導課・厚生課の 2 課であったが、高度経済成長期には大学の拡充に伴って事務組織も大幅に拡充され、1967 年には、事務局が 3 部 8 課 33 掛 1 室、学生部が 2 課 8 掛となった。その後定員削減の実施によって事務職員の数は減少したが、事務組織の拡大は続き、1925（大正 14）年に建築された本部事務局の建物は手狭になってきた。このため本部庁舎の建築が計画され、1979（昭和 54）年 3 月に本部第二庁舎 3836m^2 が竣工し、同年 7 月には施設部と学生部が第二庁舎に移転

した。

（2）待遇改善と福利厚生

待遇改善

戦後の国立大学の教官の待遇は、戦前の帝国大学の教官に比べて著しく低かった。このため国立大学協会（国大協）は毎年待遇改善について要望書を提出していた。1954（昭和 29）年 6 月の第 9 回国大協総会で決議された要望書は、現在の待遇は大学教官として、研究成果をあげ体面を維持する上でも困難であり、諸外国の大学教官はもちろん国内においても司法官のほか、一般行政官と比較しても低いと述べていた。

昭和 30 年代には大学教官の待遇改善が大きな問題となり、1961 年に発表された「大学教官の給与改善について」（東京大学法学部、待遇改善委員会）は、1960 年の人事院勧告による給与改訂によっても一向に改善されず、かえって管理職手当の新設や運用上の不利益によって、大学教官の給与は一般公務員よりも低くなったり、また中途半端な大学院手当の導入によって教官給与の中の格差が拡大した実状を明らかにし、国立大学教官の俸給の「大幅な改善」を訴えていた。1963 年に出された日本学術会議科学者待遇問題調査報告書は、大学教員の給与水準は 10 名以上の民間企業に比してすら低いと指摘していた。このため、国立大学の教官は生活するのがやっとで、思うように研究活動もできない状態にあり、大学教官になるため大学に残る若い研究者は減少し、大学教官のなかでも民間企業や外国の大学に転出する者が続出して、とくに理工系学部では教官不足が大きな問題となっていた。

1964 年 4 月 20 日、国立大学の教官で組織する国立大学教官待遇改善連合懇談会の各ブロック代表は、国会や文部省・大蔵省・人事院などに、大学教官の大幅な待遇改善を請願・陳情した。1967 年 5 月に国大協が提出した要望書は、若年教官とくに助手の給与に重点が置かれ、この年、大学院担当の

助手に対する調整額の実施がはじめて実現した。国大協は、その後も 1968 年に文部省に大学教官の給与問題調査会の設置を要望し、1970 年 11 月には、高齢者の昇給延伸措置や事務職員の問題、学生部職員の待遇改善、臨時職員の問題等について要望した。

国立大学の教官の給与は昭和 50 年代になっても、戦前同水準であった判（検）事なみの給与に達しなかった。1982 年 5 月には「九州大学の教員の待遇改善をめざす会」が、大学教官の平均給与は、教授・助教授・講師は公立高校の教諭に及ばず、助手は小中学校の教諭に及ばないと指摘し、①56 歳からの昇給延伸、58 歳からの昇給停止の廃止、②講師の三等級から二等級、助手の四等級から三等級への待遇改善、③同一年齢・同一経験歴での給与格差の解消等、大学教官の給与改善を求める要望書を、助手以上の教官全体の 6 割以上にあたる 1215 人の署名を添えて田中健藏学長に提出した。

教職員の福利厚生と保育所

国立大学においては、学生の厚生施設等についてはある程度の基準があったが、教職員については何の基準もなく、一般官庁等に比べてはなはだしく不充分であった。このため国大協は 1970（昭和 45）年に教職員の厚生等に関する特別委員会を設置し、同年 11 月には、職員の衛生・医療・福利厚生、職員宿舎、職員の厚生経費・健康診断、診療室、食堂、保育所等、職員の厚生に関する諸問題全般にわたって調査検討を行い、「国立大学教職員の厚生等に関する問題点」を取りまとめた。

保育所は教職員の福利厚生にとって非常に大きな位置を占めており、九州大学では、女性の働く権利意識の高まりを背景に教職員組合が大学当局と交渉を重ね、1954 年に箱崎地区に和室（12 畳）を借りて「授乳室」として出発した。1961 年には、堅粕地区にも保育園が開設された。

1969 年 3 月には、保育所職員増員問題について教職員組合と部局長との交渉が行われ、保育所の人件費について、大学が人員の半分を負担するとい

う約束が行われた。しかし、翌 1970 年 6 月 19 日の評議会で、もし本年度人員が増加すれば問題が残るのではないかとの意見が出され、保育所問題検討委員会を設置して検討することになった。保育所問題検討委員会は、1971 年 6 月 7 日付で、

1. 保育所問題は職員の福利厚生全体の中で体系的に位置づけされるべき問題であるから、それがなされるまではそれ自体として今ただちに施策の理想をこれ以上追求することは困難であると考える。

   従つて本委員会の作業をこれ以上進めることなく、より高次の福利厚生問題検討のための委員会が早急に設置されるべきである。

2. 教職員組合からの保育所予算の要望については、以上の基本的な考え方のもとに本年度は概算要求を出す方向で検討されたい。

3. 保育所の整備は、とくに緊急度の高い設備につき振替等の措置により考慮されたい。

   なお、人件費の改善要求については、当面、本委員会では具体的な考え方を出し得ない

との答申を提出した（「第 911 回評議会記録」）。

答申を受けた評議会は、6 月 8 日の評議会で、①福利厚生問題検討のための委員会の設置については、後日改めて検討する、②保育所予算について概算要求を行うことについては了承するが、なお、具体的な要求書の作成方法および提出の時期等については事務局で検討することとする、③本年度の保育所の整備は、現在の収容人員数に対し、健全な保育必要上の設備について振替等の措置により補助を行う、④保育所の規模の拡大につながる補助は、法令上の問題もあるので現時点においては行わない。また、人件費の補助については、昨年どおり保母 6 人分の 50%負担とすることを決定した。

大学教職員のための学内保育所の問題は、各大学にとって懸案の問題となっていたため、国大協の教職員の厚生等に関する特別委員会においても検討され、1971 年 6 月には文部省に要望書を提出し、文部省の協力を得て、①

共済組合経営とする場合、②勤労婦人福祉法案による場合、③地域保育所または職域保育所の形式による場合等各種の案について検討が行われた。

その後、九州大学では教職員の福利厚生問題全般を検討する必要があるとして、1972 年 9 月 12 日の評議会で福利検討小委員会が設置され、福利検討小委員会は、翌 1973 年 3 月 30 日の評議会に答申を提出した。答申は、「福利厚生の重視は現在世界的に見られる傾向であり、わが国の経済成長優先主義に対する批判は国の内外で高まっており、政治的にも福祉優先主義に転換せざるを得ない情勢にある。〔中略〕また国立大学は国の一機関ではあるが、この問題の扱い方について、先導的役割を果し得る特殊な条件にあることを自覚してよいであろう」として、保育所については、「保育所に対するこれまでの不拡大方針は諸般の事情から若干の修正をすべきである。その内容としては、条件が整えば教養部地区への新設、さらには既設の二保育所の充実整備が考えられる。なお、その際大学が支出する経費については各部局の公平な負担を考えるべきであろう」としていた。また、休養兼部室については、「職員の休憩やサークル活動のための施設は現在全学的に皆無に近い状態にある。したがってこれらの整備に努めるべきであって、原則として一部局一施設の設置が望ましい」としていた（「第 953 回評議会記録」）。

この答申を受けた評議会は、同年 5 月 22 日に、保母の人件費半額補助の原則を前提として、①教養部保育所の新設とこれに伴う内部設備に要する経費および保母 1 名分の人件費補助、②堅粕地区保育所の拡充に要する経費と保母 1 名分の人件費補助、について検討し、同月 29 日の評議会では、さらに箱崎地区の保育所について、定員 5 名増と保母 0.5 人分の人件費補助増を認め、6 月 5 日の評議会において保育所の整備拡充のための経費を 1973 年度に限って臨時費として計上することを決定した。

しかし、これら学内保育所は、無認可のため児童福祉法にもとづく措置費が支給されず、保育料は一般の認可保育所の 3～4 倍になっていた。このため、1976 年には、教職員組合は規模の大きい箱崎地区まつぼっくり保育園と

病院地区のすぎの子保育園の正式認可（定員を 60 人に拡大）を大学当局と福岡市に働きかけ、2 つの保育園は 1977 年度から認可保育所に移行した。その後、箱崎地区のまつぼっくり保育園は、1986 年 4 月に、それまでのテニスコートの裏から旧心理学教室横のテニスコート跡地に新築移転した。

技術職員問題

教室系技術職員（技術職員）は、高等教育と学術研究を支える意味において大学の運営に欠かすことのできない位置を占めてきた。しかし、その職務の多様さゆえに客観的・統一的な評価が得られにくいこともあり、職務上の位置づけや処遇が不明確であるという問題を抱えていた。

このような技術職員問題は国立大学協会でも取り上げられ、1987（昭和 62）年 6 月には各大学に対して、技術職員のあり方の見直しをはじめるよう要請が行われた。これは、ただちに技術職員を専門行政職に適用させることは事実上不可能であると判断せざるを得ないので、専門行政職を導入することを目指しつつ、それに向けての中間的段階として、まず現行の行政職俸給表体系のなかで職務内容等諸条件の整理を行い、官職および組織を整えて処遇面の改善を図ることが現実的であるという考え方に立つものであった。さらに同年 11 月、国立大学協会は、各大学等で組織化を検討する場合の基本的な考え方、組織の単位、組織化の方法等を示したうえで、技術職員の組織化について各大学の意見を求めた。これをうけて 12 月 15 日の部局長会議は、現在、九州大学では各部局が国立大学協会の基本的な考え方と一致する方向で、技術職員の組織化を図っているところである旨、回答することを了承した。

翌 1988 年 6 月には、国立大学協会から、組織化等についての具体的な提言とともに、その実現に向けて作業を推進するよう要請が行われた。九州大学では部局長会議・関係部局で検討の結果、「技術職員の組織化等に関する取扱要項（案）」などがまとめられ、1990（平成 2）年 6 月 29 日の評議会で了

表 10-1 技術職員の組織化状況（1992 年 1 月 1 日）

部　　局		現員	技術長	技術班長	技術主任	先任技術専門職員	技術専門職員	技術官・技術官補
医　学　部		13		1	2		3	7
理　学　部		12		1				11
工学部	建設等第一系	15	1	2	4			8
	建設等第二系	14	1	2	3			8
	電気等系	25	1	3	7	1		13
	機械等第一系	16	1	2	3		2	8
	機械等第二系	16	1	2	4		2	7
	材料等系	19	1	2	5		1	10
	小　　計	105	6	13	26	1	5	54
農　学　部		25	1	2	4	1	7	10
農学部附属農場		12		1	3		1	7
教　養　部		5		1			3	1
総合理工学研究科・機能物質科学研究所		10		1	1	1	1	6
応用力学研究所		23	1	3	7			12
アイソトープ総合センター		2						2
文　学　部		2					2	
医学部附属病院		5						5
薬　学　部		1					1	
生体防御医学研究所		3					1	2
計		218	8	23	43	3	24	117

出典：「九州大学教室系技術職員組織化状況　平成 4 年 1 月 1 日」（『事務局長引継事項（庶務部関係）平成 4 年 4 月』、九州大学大学文書館所蔵）。

承された。

この要項は、その職務について十分な経験を有し、研修および教育訓練を修了した技術職員に技術官の名称、技術官以外の技術職員には技術官補の名称を付与するとした。さらに、技術職員の技術に関する専門的業務を円滑かつ効率的に処理するため、技術職員に係る組織を置くとした。この組織は、

部局（少数の技術職員を有する部局にあっては複数部局）を単位として置かれ、その規模に応じて、①技術長、②技術班長、③技術主任、④先任技術専門職員、⑤技術専門職員を置くことができるとされた。①技術長は、組織に係る業務を統括し、組織に所属する技術職員に関し、技術的な指導・育成等の任にあたる、②技術班長は、班の業務を整理し、班に所属する技術職員に関し、技術的な指導・育成等の任にあたる、③技術主任は、担当の業務を処理し、担当する業務に従事する技術職員に関し、技術的な指導・育成等の任にあたる、⑤技術専門職員（④先任技術専門職員を含む）は、特に指定された技術業務を処理し、必要に応じ、同一部局あるいは同一業務の技術職員に関し、技術的な指導・育成等の任にあたる、①～⑤以外の技術職員は、技術業務に従事するという役割を、それぞれ与えられた（以上「第 1201 回評議会記録」）。

この要項は同日より実施され、九州大学の技術職員は 1992 年 1 月 1 日時点で表 10-1 のように組織化されていた。

第 3 節　創立 75 周年

（1）創立 75 周年事業計画

1986（昭和 61）年は、九州大学が 1911（明治 44）年に創立されてちょうど 75 年目にあたった。九州大学では 1936（昭和 11）年の創立 25 周年、1961 年の創立 50 周年に記念式典を挙行しており、1984 年 6 月 27 日の部局長会議において、九州大学の創立記念事業を、75 周年で実施するか 80 周年で実施するかが審議された。その後この問題は、各部局の教授会で検討されたのち、10 月 16 日の評議会で創立 75 周年記念事業として 1986 年に実施することが決定され、11 月 20 日の部局長会議において、創立 75 周年記念事業と

図 10-26 式辞を述べる田中健藏学長
出典：『大学広報』No.569（1986 年 6 月 13 日）

して実施する各事業の実施方針および実施計画を定めることを任務とする記念事業委員会の設置が決定された。

記念事業としては、記念式典、学術講演会、年史の編纂などが計画された。このうち年史の編纂については、1985 年 2 月 5 日の事業委員会において、『九州大学七十五年史』を編纂するため九州大学七十五年史編集委員会を設置することが決定され、同年 5 月には九州大学七十五年史編集室が設置された。7 月には第 3 回の編集委員会において『九州大学七十五年史』を写真集・通史・資料集の 3 部構成とすることが決定され、まず 1986 年 5 月の創立記念日にあわせて、写真集が刊行されることになった。

（2）創立 75 周年式典

1986（昭和 61）年 5 月 10 日、九州大学創立 75 周年記念式典が午前 10 時から記念講堂において、他大学の招待者および九州大学の関係者など約 1000 人の出席のもとに挙行された。式典は、九大フィルハーモニーによる前奏に始まり、開会の辞に続いて、田中健藏学長が式辞を述べた。つづいて、海部俊樹文部大臣（文部事務次官宮地貫一代読）、森亘国立大学協会会長、李岳生中山大学校長が祝辞を述べた。そのあと、祝電披露、感謝状贈呈が行われ、午前 10 時 30 分式典の幕を閉じた。

式典終了後、記念講堂において西川兼康名誉教授による「沸騰熱伝導と省

エネルギー―蒸気動力の発展と熱工学―」、池田數好名誉教授による「教育を考える―教育と医学の間から―」の記念講演が行われた。講演終了後は、全国の大学関係者約 200 人が参加して懇談会が記念講堂会議室で催された。

また当日は、講堂ホワイエで創立以来の九州大学の建物の写真を集めた写真展が開かれ、九州大学ではじめての写真集『写真集九州大学史　1911―1986』が刊行された。

(3)『九州大学七十五年史』の刊行

当初、『九州大学七十五年史』は 3 年で刊行される計画であった。しかし、編集に際しての資料が膨大であること、史料収集が困難であること、経費・人員が不足していることなどから、1986（昭和 61）年 12 月 16 日の部局長会議において、①編集期間の 2 年延長、②延長に伴う教官定員の確保、③人件費等校費振替の増額、④評議会、教授会等議事録の全面的提供が審議された（「部局長会議議事要旨」1986 年 12 月 16 日）。

翌 1987 年 2 月 19 日、七十五年史編集委員会は部局長会議の要望に応じて「九州大学七十五年史編集要綱」を取りまとめた。この要綱において「Ⅰ全巻の編集方針」は、①創立以来 75 年間にわたる九州大学の歴史を国内および国際的状況を背景として記述し、人材の育成ならびに学術の発達において九州大学の果たした役割を明らかにする、②全巻を通史編・資料編・写真集の 3 部として編集する、と示された。

「Ⅱ通史編の内容および編集方針」については、①『九州大学五十年史』以降の 25 年間（1961 年 5 月～1986 年 5 月）を編集の対象とする（『五十年史』の部分については別途考慮する）、②九州大学の全学的事項を中心として記述し、制度の沿革、研究・教育の変遷、管理運営上の諸事項等を取り扱う、とされた。③記述上の主要な事項としては、(1) 大学制度の変遷と九州大学との関係、(2) 高等教育の発達と九州大学との関係、(3) 学術の発達と九州

大学との関係、(4) 大学の自治および学問の自由と九州大学との関係、(5) 九州大学の組織と運営（諸官制、学部通則、大学院学則、その他）、(6) 各部局の創設・変遷の概要（学部、大学院、附置研究所等）、(7) 大学管理機関（評議会、大学院委員会、その他）、(8) 主要な人事（学長、部局長、評議員、その他）、(9) 財政関係（予算、経理、研究費等）、(10) 施設・設備（敷地、建物、実験施設等の沿革）、(11) 学生関係（学生生活、学生の諸活動等）、(12) 教職員関係（教職員の生活、教職員の諸活動）、(13) 学内行事、対外活動、出版物、その他、(14) 学内の重大事件、(15) 外国人教師、(16) 文部省ならびに政府諸機関との関係、(17) 国内の他の大学との関係、(18) 海外の学会・諸大学との交流、(19) 卒業生、卒業生団体の活動、(20) 政治・経済・社会等との関係、が列挙された。通史編の内容および編集方針については、④通史編の構成および編集上の細部の事項については別に定める、⑤通史編の原稿完成時にコピー1 部を各部局に配布して意見を徴する、ともされた。

また、「Ⅲ資料編の内容および編集方針」については、①九州大学の創立から 1986 年 5 月までを対象とする、②九州大学の組織、研究・教育、管理運営に関する法令・諸規則をはじめ、通史の記述の基礎となる基本的資料を収録する、③収録する資料は、九州大学の全体に関するものを主要な内容とするが、部局に関するものも基幹資料として収録する、④資料編には基本的な統計および年表も合わせて収録する、⑤資料編の構成および編集上の細部の事項については別に定める、⑥資料編の原稿完成時にコピー1 部を各部局に配布して意見を徴する、とされた。

「Ⅴ資料の収集および管理」については、①資料の収集にあたっては、執筆の際に使用するか否かを問わず、関係資料を可能なかぎり網羅的に収集する、②収集した資料のうち各種議事録および個人のプライバシーに関わる資料は、その利用者を評議会が認めた九州大学七十五年史編集小委員会委員および編集室員に限定するものとする、収集した資料の管理は委員長の責任に

おいて行うことが示された。

この要綱と併せて、資料編の刊行を 1989 年 3 月、通史編の刊行を 1990 年 3 月とする「九州大学 75 年史編集年次計画」も部局長会議に提出された。

2 月 20 日の部局長会議においては、①法学部・理学部の会議記録および評議会等全学的会議記録の全面複写については制限がかかるが、その範囲内で編集委員会が努力を行うこと、②編集期間の 2 年延長とこれに伴う定員運用および振替要求、が了承された（以上「部局長会議議事要旨」1987 年 2 月 20 日）。10 月 9 日には、九州大学七十五年史編集委員会の森洋委員長から高橋良平学長に評議会議事録のうち必要な部分の複写の申し出が行われた。これを受けて、10 月 20 日の評議会は評議会に「七十五年史資料小委員会」を設置し、複写の可否を同委員会に判断させ、結果を評議会に報告させることにした（「第 1167 回評議会記録」）。

こうして九州大学七十五年史編集委員会と九州大学七十五年史編集室によって『九州大学七十五年史』の編集が進められた。最終的に編集期間は 4 年間延長され、史料編上下巻が 1989（平成元）年 5 月 31 日に、通史および別巻が 1992 年 3 月 31 日に発行された。